

第 4 回尼崎市都市計画審議会

事 前 説 明

令和 2 年 11 月 4 日

尼崎市都市計画審議会

第4回尼崎市都市計画審議会事前説明目録

番号	区 分	件 名	備 考	ページ
1	事前説明 第 3 号	阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（兵庫県決定）について		3－1
2	事前説明 第 4 号	阪神間都市計画都市再開発の方針の変更（兵庫県決定）について		4－1
3	事前説明 第 5 号	阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更（兵庫県決定）について		5－1
4	事前説明 第 6 号	阪神間都市計画防災街区整備方針の変更（兵庫県決定）について		6－1
5	事前説明 第 7 号	阪神間都市計画区域区分の変更（兵庫県決定）について		7－1
6	事前説明 第 8 号	阪神間都市計画用途地域の変更（尼崎市決定）について		8－1
7	事前説明 第 9 号	阪神間都市計画防火の施設の変更（尼崎市決定）について		9－1

阪神地域都市計画区域マスタープラン等（兵庫県決定）及び阪神間都市計画用途地域（尼崎市決定）の変更

1 はじめに

兵庫県は、現行の都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）を平成 28 年 3 月に策定していますが、概ね 5 年が経過することから、都市計画区域に関するその他の方針である都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針、防災街区の整備の方針並びに区域区分等と併せて見直しを進めています。また、区域区分の見直しに合わせて本市が定める用途地域についても見直しを行っています。

これまで、平成 31 年 1 月に「都市計画区域マスタープラン等の見直し基本方針」が策定され、令和元年 8 月に本審議会へ素案たたき台の内容報告後、令和元年 9 月には本市による素案たたき台のパブリックコメントを、令和 2 年 7 月には兵庫県による素案のパブリックコメントをそれぞれ実施してきました。

今回、これらの経過によりまとめられた各方針等の見直し案について、都市計画決定に向けての手続きを進めるのに先立ち、本都市計画審議会に事前説明を行うものです。

2 各方針等の見直し概要

- (1) 「阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更(事前説明第 3 号)
(主な変更内容)
兵庫県における新たな政策や都市計画に関連する新たな課題の方向性を反映
- (2) 「阪神間都市計画都市再開発の方針」の変更(事前説明第 4 号)
(主な変更内容)
2 号地区の変更 2 地区→1 地区
- (3) 「阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針」の変更(事前説明第 5 号)
(主な変更内容)
本市に係る変更なし
- (4) 「阪神間都市計画防災街区整備方針」の変更(事前説明第 6 号)
(主な変更内容)
防災再開発促進区 3 地区→2 地区

(5) 「阪神間都市計画区域区分」の変更(事前説明第7号)

(主な変更内容)

尼崎市船出地先の約 39.2ha を市街化区域に変更

(6) 「阪神間都市計画用途地域」の変更(事前説明第8号)

(主な変更内容)

尼崎市船出地先の約 39.2ha を工業専用地域に指定

3 阪神地域都市計画区域マスタープラン等の見直し市素案たたき台の公表結果

(1) 意見の提出について

閲覧期間 令和元年9月6日～9月26日

ホームページ閲覧数 129回

閲覧者 2名

意見書の提出件数 0件

(2) 説明会の結果について

実施日 令和元年9月20日

参加者数 0名

4 阪神地域都市計画区域マスタープラン等の見直し素案の公表結果

(1) 意見の提出について

閲覧期間 令和2年7月1日～8月1日

ホームページ閲覧数 63回(尼崎市ホームページ)

閲覧者 なし

意見書の提出件数 1件(尼崎市域についての意見なし)

(2) 説明会の結果について

実施日 令和2年7月9日

参加者数 8名

(3) 公聴会について

実施日 令和2年8月1日

公述人数 1名(尼崎市域についての意見なし)

傍聴者数 3名

5 今後の予定

	県決定	市決定
令和 2 年 12 月	公告・案の縦覧	公告・案の縦覧
令和 3 年 1 月	市 都市計画審議会(諮問)	市 都市計画審議会(付議)
	県 都市計画審議会(付議)	
3 月	県 都市計画決定告示	市 都市計画決定告示
		以 上

兵庫県／都市計画区域マスタープラン等（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等）

《兵庫県／阪神地域都市計画区域マスタープラン等》

